



理事長 小泉光一郎

理事長あいさつ

加入者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から4年目を迎え、国は基本的な感染症対策は重要としつつも、「3月13日からはマスクの着用について個人の判断に委ねる」と感染症対策を緩和、新型コロナの感染症法上の位置付けを5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決定し、正常化へ向けて「with コロナ」に政策を転換しました。

さて、2月に開催された第169回組合会にて、令和5年度事業計画案、予算案はいずれも原案どおり可決・承認されました。当組合では引き続き保健事業を通して皆様の健康づくりを支援し、重症化予防により医療費の伸びを抑制することで、財政の健全化に努めたいと考えております。皆様方におかれましては、定期健診は必ず受診し、その結果を踏まえ生活習慣の改善が必要な方は積極的に取り組み、健康の維持管理に努めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。医療費だけではなく、毎年賦課される高齢者支援金や介護納付金等も年々増加が見込まれております。被保険者及び事業主の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、感染症については、予防のため引き続き基本的な感染防止対策が必要です。感染のリスクが高い「密」を回避し、換気の徹底、手洗い、うがい等基本的な感染症対策の励行をお願いいたします。皆様のご健康をお祈り申し上げます。

ご家庭にお持ち帰りください

ホームページアドレス <https://www.ks-kenpo.com>

令和5年度予算が決まりました

令和5年2月21日の第169回組合会において、令和5年度収入支出予算案等が可決・承認されました。加入員の減少、高齢化が続いており、今後も、さらなる高齢化の進展などにより、高齢者医療制度への支援金や介護納付金の増加が見込まれますが、加入員の皆様の大きな負担増加とならないよう、疾病予防事業を重点事業として医療費の抑制を図り、財政の安定に努めてまいりますので、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

●収入支出予算額
健康保険 1,805,516千円
介護保険 201,633千円

●保険料率(%) 保険料(率)は据え置きとなります。

	被保険者	事業主	合計
健康保険	50.50/1,000	51.50/1,000	102.00/1,000
介護保険	9.25/1,000	9.25/1,000	18.50/1,000

※健康保険の料率には調整保険料率1.24%を含む。

主な収入

●健康保険収入

健康保険組合の収入の大半は、皆様からの保険料です。加入員の減少、賃金等の変動や景気動向を踏まえ、令和5年度は約16億円を見込みました。

●繰入金等

準備金から約1.7億円を繰入れ、支払余裕金を確保し収支の均衡を図ります。

主な支出

●保険給付費

皆様が医療機関を受診したときの自己負担額(2～3割)を除く7割(健康保険組合が負担)の医療費や病気や出産のため休業した場合の各種手当金等現金給付を保険給付費といいます。新型コロナウイルス感染症の影響、加入員の減少、高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増減を勘案して約8.26億円を計上しました。

●保健事業費

健診事業など、皆様の健康維持管理のために約0.65億円を計上しました。

また、保健事業(予防・健康づくりのための取り組み)を評価する「保険者インセンティブ制度」(特定健診や特定保健指導の実施状況等に応じて、国に納める後期高齢者支援金が加算・減算される制度)による負担が増えないよう、特定健診や特定保健指導に該当した場合は必ず受けるようにご協力をお願いいたします。

●各種納付金

当組合では、収入の約4割を高齢者のための医療費補助として国へ納付しています。令和5年度は65～74歳の医療費補助(前期高齢者納付金)として約3億円、75歳以上の医療費補助(後期高齢者支援金)は、約3.5億円

支出します。年々増加する納付金・支援金ですが、今年度の合計額は約6.5億円です。概算納付額は約530万円増加しましたが、2年前の確定納付額との精算が約1,310万円あり、対前年度比では減少しています。

一般 勘定 収入	科目	予算額(千円)
	健康保険収入	1,602,905
	調整保険料収入	19,727
	繰越金	0
	繰入金	172,000
	国庫補助金収入	205
	財政調整事業交付金	10,000
	その他	679
	合計	1,805,516

一般 勘定 支出	科目	予算額(千円)
	事務費	57,159
	保険給付費	824,706
	納付金	651,606
	前期高齢者納付金	301,600
	後期高齢者支援金	350,000
	病床転換支援金	1
	退職者給付拠出金	5
	保健事業費	65,000
	還付金	70
	営繕費	2
	財政調整事業拠出金	19,727
	連合会費	1,400
積立金	2,000	
雑支出	52	
予備費	183,794	
合計	1,805,516	

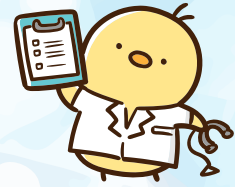
●介護保険

健康保険組合では、市区町村に代わり介護保険料を徴収し国へ納付しています。介護保険料は、高齢者の増加に伴い年々増加しています。令和5年度の介護納付金は前年度より約690万円少ない約1.86億円です。2年前の確定納付額との精算が約1,550万円あったため、対前年度比では減少しています。準備金から1,000万円を繰入れ、支払余裕金を確保し収支の均衡を図ります。

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	191,630	介護納付金	186,100
繰越金	0	還付金	1
繰入金	10,000	積立金	2
雑収入	3	雑支出	1
		予備費	15,529
合計	201,633	合計	201,633



保健事業について



健康寿命を延伸するため、引き続き、加入者の健康管理や、健康づくりに積極的に取り組んでまいります。特に被扶養配偶者の特定健診・特定保健指導の実施率を向上させるため、住所データを活用して、対象者のご家庭へ直接、健診案内等をお届けするようにいたします。

また、契約健診機関の拡大に取り組み、受診しやすい環境づくりを進めます。加入員の皆様にはご協力を賜りますようお願いいたします。

特定健診・特定保健指導に関し、受診率向上のため以下の4点の取り組みを実施します。該当の皆様のご協力ください。

- ① 特定保健指導の初回面接を特定健診の当日に実施できる健診機関を増やす
- ② 特定健診の受診から特定保健指導の開始までの期間を短縮
- ③ 文書や電話等の個別通知による特定健診の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨
- ④ ICTを活用した保健指導

その他

来年秋には健康保険証（被保険者証）の廃止が予定されていることから、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用登録、公金受取口座登録をお願いいたします。準備が整った医療機関において、オンライン資格確認システムの運用が開始されていますので、健康保険証利用登録の推進により健診・薬剤使用歴等のデータ活用に適宜対応してまいります。

健診を受けましょう

年1回、必ず健診（人間ドックを含む）を受診し、その結果により保健指導の案内が届いた場合は保健指導を受けていただくようご協力をお願いいたします（健診施設によっては受診当日に保健指導の受診が可能です）。

各種健診のご案内

当組合では、被保険者、被扶養配偶者の皆様の健康維持・管理のため、各種健診の補助事業を行っています。詳細は当組合のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.ks-kenpo.com//contents/health.html>



スマホから
アクセスできます



あなたの受けられる健診は？

YES → NO →

その他被扶養者
配偶者以外の方で
受診日現在 40 ~ 74 歳の方

被扶養配偶者
年度末年齢 40 歳以上の配偶者

被保険者

標準報酬月額が
200千円以上である

できるだけ自己負担が
かからないようにしたい

巡回健康診断を受ける

人間ドック
補助15,000円+不足分を自己負担
当健保組合のホームページから
希望する施設を選び、ご自分で
予約後、健保組合へ「人間ドック
申込書」をFAXしてください。

年度末年齢で
29歳以下である

**来年も健診を
受診しましょう**

年度末年齢で
30歳 ~ 39歳である

受診日年齢で
40歳以上である

当組合の契約している
受診施設で受診したい

A健診(一般健診)
自己負担金1,000円
P5の健診施設リストから希望する
施設を選び、ご自分で予約後、健
保組合へ「(被保険者)契約健康診
断申込書」をFAXしてください。

できるだけ自己負担が
かからないようにしたい

標準報酬月額が
200千円以上である

当組合の
契約している
健診施設で
受診したい

B健診(生活習慣病予防健診)
自己負担金3,000円
P5の健診施設リストから希望する
施設を選び、ご自分で予約後、健保組合
へ「(被保険者)契約健康診断申込書」を
FAXしてください。

C健診(特定健診)
自己負担金3,000円
P5の健診施設リストから希望する
施設を選び、ご自分で予約後、健保
組合へ「(被保険者)契約健康診断申
込書」または「(被扶養配偶者)契約健
康診断申込書」をFAXしてください。

集合契約A・B(特定健診)
自己負担金：費用の3割(2,000円程度)
当組合にお電話ください。受診券をご自宅へ送付します。
受診券が届いたら、けんぽれんのホームページから健診
施設を選び、ご自分で予約後、受診してください(検索方
法は当組合のホームページで解説してます)。受診の際、
受診券を提示し、自己負担分を窓口でお支払いください。

人間ドック
補助25,000円+不足分を自己負担
当健保組合のホームページから希望する
施設を選び、ご自分で予約後、健保組合へ
「人間ドック申込書」をFAXしてください。

健康診断契約施設一覧表

(2023年4月現在)

*健診施設に予約後、申込書(当健保組合のホームページよりダウンロード)を記入しFAXしてください。
*事業主負担金(A 1000円・B 3000円・C 3000円)は、当日窓口支払となります。

施設名	住所	電話番号
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	044-233-9328
ヘルチェック川崎センター	川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン8階	0570-012-489
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	044-277-5762
川崎健診クリニック	川崎市川崎区駅前本町10-5 クリエ川崎8階	044-511-6116
京浜保健衛生協会	川崎市高津区上作延3-8-14	044-330-4565
長津田厚生総合病院	横浜市緑区長津田4-23-1	045-981-1205
横浜鶴ヶ峰病院	横浜市旭区川島町1764	045-370-5270
横浜鶴ヶ峰病院付属予防医療クリニック	横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1	045-370-5270
医療法人健水会 MEDOC	横浜市港北区日吉2-9-3	045-565-0751
新横浜メディカルサテライト健診センター	横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第一ビル4階	045-471-3855
神奈川県労働衛生福祉協会	横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9	045-333-8711
横浜北幸クリニック	横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第2安田ビル9階	03-5770-1250
ヘルチェック(東口・西口その他)	横浜市神奈川区・西区	0570-012-489
横浜東口クリニック	横浜市西区高島2-19-12スカイビル17階	045-453-3366
コンフォート横浜健診センター	横浜市西区平沼2-8-25	045-313-8080
けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	045-221-8291
横浜リーフみなとみらい健診クリニック	横浜市西区みなとみらい4-6-5 11階	045-651-1572
結核予防会 かながわクリニック	横浜市中区 元浜町4-32	045-201-8521
ふれあい横浜ホスピタル	横浜市中区万代町2-3-3	045-681-5101
結核予防会 中央健康相談所	横浜南区中村町3-191-7	045-251-2365
京浜健診クリニック	横浜市金沢区柳町3-9	045-782-3222
金沢さくら医院	横浜市金沢区谷津町35	045-786-0915
優和会 湘南健康管理センター	横須賀市追浜東町3-53-12	046-867-2877
衣笠病院	横須賀市小矢部2-23-1	046-852-1115
藤沢総合健診センター	藤沢市鶴沼橋1-17-11	0466-23-3211
ライフメディカル健診プラザ	藤沢市下土棚467-10 M・S・Cメディカルビル	0570-099-200
寒川病院	高座郡寒川町宮山193	0467-75-6751
康心会 健康管理センター	茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3	0467-86-6570
ふれあい平塚ホスピタル	平塚市袖ヶ浜1-12	0463-22-4105
西湘病院	小田原市扇町1-16-35	0465-35-5787
南大和病院	大和市下和田1331-2	046-269-2411
東名厚木メディカルサテライト	厚木市船子224	0120-154-617
ヘルスケアクリニック厚木	厚木市旭町1-25-1 本厚木ミハラス3階	046-227-1131
相模原記念クリニック	相模原市中央区中央4-12-3	042-758-8171
相和会 産業健診センター	相模原市中央区矢部4-10-13	042-756-2666
進興クリニック	品川区大崎2-1-1	03-5408-8181
新宿健診プラザ	新宿区歌舞伎町2-3-18	03-3207-2222
ヘルチェック 新宿西口センター	新宿区西新宿3-2-4 新和ビル7階	0570-012-489
ヘルチェック レディース新宿	新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル26階	0570-012-489
ヘルチェック 池袋センター	豊島区東池袋1-25-8 タカセビル1・2階	0570-012-489
ヘルチェック 日本橋センター	中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル7階	0570-012-489
日本橋室町クリニック	中央区日本橋本町1-5-6 第10中央ビル1階	03-5770-1250
新赤坂クリニック	港区六本木5-5-1 六本木ロアビル11階	03-5770-1250
日本橋室町三井タワー ミッドタウンクリニック	中央区日本橋室町3-2-1 日本橋室町三井タワー 7階	03-5413-0081
ヘルチェック 大宮センター	大宮区大門町2-118 大宮門街3階	0570-012-489
埼玉成恵会病院・健康管理センター	東松山市石橋1721	0493-23-0277
国際医療福祉大学熱海病院	熱海市東海岸町13-1	0557-81-9176

人間ドック契約施設

(2023年4月現在)

人間ドック契約施設については、当健保組合のホームページをご覧ください。

※受診日現在 被保険者・被扶養配偶者 40歳以上。 ※標準報酬月額 200千円以上の人(任意継続者除く)。

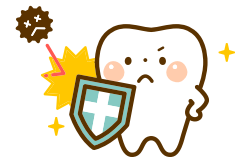
※料金は変更される場合があります。 ※補助金額は、被保険者25,000円 被扶養配偶者15,000円です。利用料金は税抜金額となっておりますので、ご注意ください。また、予告なく改定されることがあります。

※人間ドックの補助を受ける人は他の健診補助を受けることはできません。

※健診結果を当組合が取得することについて受診者の同意が必要です(同意していただけない場合は補助ができません)。

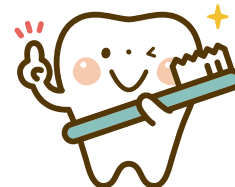


歯科健診を受けましょう!



健康寿命の延伸のためには、お口の健康も重要です。
虫歯や歯周病で歯を失うとお口の健康も低下してしまいます。
定期的な歯とお口のチェックを受けましょう。

当組合が所属する健保連神奈川連合会が契約した神奈川県歯科医師会の協力医療機関において、歯科疾患の早期発見と早期治療及び疾病予防を目的とした歯科健診が令和5年5月1日から受けられるようになりました。



対象者	被保険者・被扶養者	
健診費用	受診者自己負担額無料(当組合が負担します)	
受診回数	年度内1回	
診査項目	<input type="checkbox"/> 口腔診査 (1) 歯の状態 (2) 軟組織の状態 (3) 口腔乾燥の状態 (4) 唾液検査(唾液潜血反応)※ (5) 口腔衛生の状態 (6) その他の所見 ※唾液潜血反応検査を実施できない時はCPI検査	<input type="checkbox"/> 口腔衛生指導 (1) う蝕・歯周疾患の予防法 (2) ブラッシング指導 (3) 食事・生活指導等
受診のながれ	<p>1 医療機関の予約 健保連神奈川連合会又は神奈川県歯科医師会のホームページにて受診する協力歯科医療機関を選定し電話で「健保連神奈川連合会の歯科健診で受診する」旨を必ず伝え予約してください。 https://kenpo-kanagawa.or.jp/general/dental/dental-directory.html ➡ </p> <p>https://www.dent-kng.or.jp/list/ ➡ </p>	
	<p>2 健診の受診 保険証を提示し、協力医療機関備え付けの「問診票」「歯科健診調査票」に必要な事項を記入、提出し、健診を受けてください。</p> <p>3 健診結果 「歯科健康診査通知票」を受け取ってください。 ※治療や精密検査が必要な場合は、歯科医が勧める治療等を後日、受けることを推奨します。 ※歯科健診は自己負担無しで受診できますが、健診の結果治療が必要となった場合、その治療にかかる費用は補助の対象外となります。</p>	



令和5年度 健康保険関係の動き

🍀 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額の変更について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和5年4月1日に施行され、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額は下記のとおり変更されました。

改正前：40.8万円＋産科医療補償制度の掛金1.2万円＝総額42万円

改正後：48.8万円＋産科医療補償制度の掛金1.2万円＝総額50万円

※産科医療補償制度未加入機関で出産した場合は掛金を除く金額となります。

※産科医療補償制度とは分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するものです。

🍀 マイナ保険証対応医療機関を現行の保険証で受診した場合の特例措置について

(※1点＝10円なので自己負担額は3割負担の場合[点数×3]円となります)

1 医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算

「医療情報・システム整備体制充実加算」(令和4年10月～)に加え、次の特例措置が時限的に(令和5年4月～12月の9ヶ月間)適用されます。

(1)施設基準*を満たす医療機関・薬局における初診時・調剤時の加算の特例

- ・初診料(医科・歯科) 医療情報・システム整備体制充実加算1(マイナ保険証利用なし)[1月に1回]
4点(現行)→6点(令和5年4月～12月)[3割負担の場合+6円]
- ・調剤管理料(調剤) 医療情報・システム整備体制充実加算1(マイナ保険証利用なし)[6月に1回]
3点(現行)→4点(令和5年4月～12月)[3割負担の場合+3円]

(2)施設基準*を満たす医療機関における再診時の加算の特例

- ・再診料 医療情報・システム整備体制充実加算3(マイナ保険証利用なし)[1月に1回]
[新設]→6点(令和5年4月～12月)[3割負担の場合+18円]

(3)加算要件の特例

医療情報・システム整備体制充実加算の要件(施設基準*)のうち、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局は、令和5年12月31日までの間に限り、オンライン請求の要件を満たすものとみなす特例。

*施設基準の概要＝①オンライン請求を行っていること、②オンライン資格確認を行う体制を有していること。

2 医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について

患者への適切な薬剤の処方や保険薬局の地域における協力促進等の観点から、下表の特例措置が時限的に(令和5年4月～12月の9ヶ月間)適用されます。

	現行の加算	特例措置	
診療報酬	●処方箋料の関係 一般名処方箋加算1 7点 一般名処方箋加算2 5点	+2点	3割負担の場合 +6円
	入院基本料等の関係(入院初日) 後発医薬品使用体制加算1(90%以上) 47点 後発医薬品使用体制加算2(85%以上) 42点 後発医薬品使用体制加算3(75%以上) 37点	+20点	3割負担の場合 +60円
	●処方料の関係 外来後発医薬品使用体制加算1(90%以上) 5点 外来後発医薬品使用体制加算2(85%以上) 4点 外来後発医薬品使用体制加算3(75%以上) 2点	+2点	3割負担の場合 +6円
	調剤基本料の関係(特別調剤基本料を算定している場合は80/100に相当する点数) 地域支援体制加算1 39点 地域支援体制加算2 47点 地域支援体制加算3 17点 地域支援体制加算4 39点	+1点 又は +3点	3割負担の場合 +3円 又は +9円




健保組合の現況

事業所の加入等(加入1件、脱退・全喪1件)

事業所所在地	事業所名	被保険者数	理由	異動日
横浜市都筑区	新横商事(株)	1人	編入	令和4年10月1日
川崎市中原区	中村石油(株)	2人	解散	令和4年11月1日

加入状況(令和5年2月末現在)

事業所数	被保険者数	被保険者平均年齢	被扶養者数	扶養率
174社	男 2,522人 女 751人 計 3,273人	男 47.32歳 女 44.97歳 計 46.78歳	男 774人 女 1,496人 計 2,270人	0.69



事業主様にお願いする健康保険組合の事務

1 正確・迅速な届出

マイナンバーカードの健康保険証利用にあたり、資格情報の正確性が極めて重要です。正確な加入者情報等が登録されていないと、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が有効に機能せず、保険医療機関等の窓口においてトラブルが生じる可能性があります。届出事由に該当した場合は速やかに届け出をお願いいたします。

- ・被保険者資格取得届(採用・雇用契約変更)
- ・被保険者資格喪失届(退職・雇用契約変更)
- ・被扶養者(異動)届(被扶養者の就職・退職・出生・死亡)

2 定例的事務

●7月上旬 標準報酬月額の時決定

健康保険料並びに介護保険料の算定の基礎となる3か月分の報酬月額を、「被保険者報酬月額算定基礎届」により申告していただきます。

標準報酬月額は保険料の計算基礎になるだけでなく、被保険者が病気や出産のため休業した場合の給付金計算の基礎にもなる重要なものです。

6月中旬頃には、当組合から届出書類を送付いたします。7月10日までにご提出をお願いいたします。

●9月上旬 被扶養者資格の再確認

当組合では、健康保険の被扶養者として認定されている方が、現在も被扶養者としての認定条件を満たしているか、定期的に再確認をしています。事業主様あてに8月中旬には対象者の調書を送付しますので、例年同様、調書・確認書類等の提出をお願いいたします。

●賞与等支払届の提出について

6月中旬頃、算定基礎届の用紙送付時に届出書類を同封いたします。

発行所 神奈川県石油業健康保険組合 横浜市中区万代町 3-5-3 電話 045 (641) 2473
発行日 令和5年4月13日 FAX 045 (641) 2463